

平成25年第4回矢巾町議会臨時会目次

議案目次	1
第 1 号 (8月26日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条により出席した説明員	3
○職務のため出席した職員	4
○開 会	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○議案第44号 平成25年度矢巾町一般会計補正予算(第3号)の専決処分に関 し承認を求めることについて	5
○発議案第7号 災害対策調査特別委員会の設置について	13
○閉 会	15
○署 名	17

議 案 目 次

平成 2 5 年第 4 回 矢 巾 町 議 会 臨 時 会

1. 議案第 4 4 号 平成 2 5 年度 矢 巾 町 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 3 号) の 専 決 処 分 に 関 し 承 認
を 求 め る こ と に つ い て
2. 発議案第 7 号 災 害 対 策 調 査 特 別 委 員 会 の 設 置 に つ い て

平成25年第4回矢巾町議会臨時会議事日程

平成25年8月26日（月）午後2時30分開会

議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第44号 平成25年度矢巾町一般会計補正予算（第3号）の専決処分に関し承認を求めることについて
- 第 4 発議案第7号 災害対策調査特別委員会の設置について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17名）

1 番	齊 藤 正 範 議員	2 番	藤 原 由 巳 議員
3 番	村 松 信 一 議員	5 番	川 村 農 夫 議員
6 番	小 川 文 子 議員	7 番	谷 上 哲 議員
8 番	廣 田 光 男 議員	9 番	秋 篠 忠 夫 議員
10 番	芦 生 健 勝 議員	11 番	昆 秀 一 議員
12 番	村 松 輝 夫 議員	13 番	藤 原 梅 昭 議員
14 番	川 村 よし子 議員	15 番	米 倉 清 志 議員
16 番	高 橋 七 郎 議員	17 番	長谷川 和 男 議員
18 番	藤 原 義 一 議員		

欠席議員（1名）

4 番 山 崎 道 夫 議員

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町 長 川 村 光 朗 君 副 町 長 女 鹿 春 夫 君

総務課長	星川 範男 君	企画財政課長	秋篠 孝一 君
生きがい推進課長	川村 勝弘 君	住民課長	山本 良司 君
農林課長 兼農業委員会 事務局長	高橋 和代志 君	道路都市課長	藤原 由徳 君
区画整理課長	細川 賢一 君		

職務のために出席した職員

議会事務局長	菊池 清美 君	係長	吉田 徹 君
主事	根澤 のぞみ 君		

午後 2時30分 開会

○議長（藤原義一議員） ただいまから平成25年第4回矢巾町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

なお、4番、山崎道夫議員は都合により欠席する旨の通告がありました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（藤原義一議員） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤原義一議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により

2番 藤原由巳議員

3番 村松信一議員

5番 川村農夫議員

の3名を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（藤原義一議員） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、8月21日開催の議会運営委員会で決定されたとおり、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定しました。

日程第3 議案第44号 平成25年度矢巾町一般会計補正予算（第3号）の 専決処分に関し承認を求めることについて

○議長（藤原義一議員） 日程第3、議案第44号 平成25年度矢巾町一般会計補正予算（第3号）の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

職員に報告書を朗読させます。なお、専決処分の朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明並びに補正予算の詳細説明を求めます。

川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 議案第44号 平成25年度矢巾町一般会計補正予算（第3号）の専決処分に関し承認を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算は、8月9日に発生した豪雨災害に伴う復旧事業経費について補正するものであります。

歳入については、17款繰入金の財政調整基金繰入金を増額補正し、歳出については、2款総務費に豪雨災害対策事業、11款災害復旧費に民生施設及び公営住宅災害復旧事業を新設補正することとし、同じく農林施設及び公共土木施設災害復旧事業を増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,234万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89億2,292万3,000円とするものであります。

このことにつきましては、8月12日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご願いたしまして提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） 町長の命によりまして議案第44号 平成25年度矢巾町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の詳細についてご説明を申し上げます。

9ページをお開き願います。事項別明細書の歳入から説明を申し上げます。説明に当たりましては、款、項、目、補正額、節の順で説明させていただきます。

17款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金1億4,234万8,000円、節にまいりまして財政調整基金繰入金同額でございます。財政基金からの繰り入れでございます、この金額を繰り入れを行いますと、残高につきましては14億1,459万5,000円となるものでございます。

13ページをお開き願います。歳出にまいります。2款総務費、1項総務管理費、1目一

般管理費、補正額が9,249万4,000円、節にまいりまして職員手当等417万6,000円、需要費406万円、委託料8,400万円、備品購入費25万8,000円でございます。説明欄記載のとおりでございますが、消耗品266万円につきましては、土のうあるいは消毒用品等の消耗品となっております。災害初動対応業務委託料8,400万円につきましては、主に建設業協議会等に災害の初動対応の業務委託料を計上しているものでございまして、重機、人夫あるいは運搬車両等の借り上げ等、それから流木等の処理費に応急処置に対応するものであります。

11款災害復旧費、1項農林施設災害復旧費、1目農林施設災害復旧費2,238万4,000円、節にまいりまして工事請負費1,457万2,000円、負担金補助及び交付金781万2,000円でございます。小規模災害復旧事業費補助金781万2,000円につきましては、農業用施設につきまして個人が復旧工事、小規模な災害復旧でございますが、個人が復旧工事をした場合に補助をするものでございます。農業用施設等の復旧措置に係る予算でございます。

2項公共土木施設災害復旧費、1目公共土木施設災害復旧費2,533万6,000円、節にまいりまして需用費23万円、委託料500万円、使用料及び賃借料217万6,000円、工事請負費1,500万円、原材料費293万円で、いずれも説明欄記載のとおりでございますが、道路、橋梁等の応急措置に係る予算となっているものでございます。

3項厚生労働施設災害復旧費、1目民生施設災害復旧費63万4,000円、需用費21万6,000円、工事請負費41万8,000円で説明欄記載のとおりでございます。

4項その他公共施設災害復旧費、1目その他公共施設災害復旧費150万円、節にまいりまして需用費150万円同額で説明欄記載のとおりでございますが、町営住宅に係る応急措置に係る予算でございます。

以上をもちまして議案第44号 平成25年度矢巾町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の詳細説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由並びに詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りします。歳入歳出一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） ご異議ないようでありますので、一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

14番、川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 今回の災害に対しての町職員の方々は休みもなく災害対応されたことは、大変ありがとうございます。

質問ですけれども、ページ数で13ページ、農林施設災害復旧事業の増の先ほどは説明では、小規模災害復旧費事業費補助金の説明はされたのですけれども、その上の工事請負費のところですのでけれども、場所的にどこなのかお伺いします。

それから、2点目は、その同じページの公共土木施設災害復旧事業費の増の工事請負費、道路橋梁応急措置なのでありますが、どこどこなのか具体的なところを教えてくださいと思います。

それから、3点目なのでありますが、この災害によって各個人がいろいろなことで畳を損傷したとか、そういうところでどのような手当をしようとしているのか。それは、この予算にはないと思うのですけれども、そのところをお伺いします。

それで、その3点目のもう一つのことなのでありますが、矢巾町では、災害のところは総合窓口としては総務課が当たるような状況ですけれども、罹災証明は税務課で出すのですけれども、その税務課に伺っても、なかなか融資のこととか、今後の対応のこととか、なかなかわからないようなのですが、そういうのはどのようにしているのか。やはりそういうのもわかる方が対応するような方法がいいと思うのですけれども、その点をお伺いします。

○議長（藤原義一議員） 高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） 工事の請負に伴います災害場所のご質問でございますけれども、まずは町内一円になりますが、ただ一円の形の中でも比較的西部地区の部分の農林土木の関係が多いものでございます。そしてまた、この部分の詳細の部分につきましては、水路あるいはのり面の崩壊、そういったふうな部分が主たるものでございます。そしてまた、工事の区分につきましては、公共施設の部分につきましては、町が対応。そしてまた、先ほど説明もあったわけでございますけれども、個人の方の具体的な土砂の流入等の部分につきましては、町のほうの災害に伴います規定にのっとり、それぞれ補助等をしながら復旧に努めていくということでございます。

それで、ご質問のどこどこかという部分につきましては、箇所数では全体で90カ所、現在の段階では90カ所の部分を捉えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） 藤原道路都市課長。

○道路都市課長（藤原由徳君） 第2点目の土木のほうの具体的な場所ということでございますけれども、ここにつきましては、小破修理関係で応急措置が必要な場所、大きな場所につきましては、災害査定を受けなければ工事できません。それで、小破修理ということでのり面一部崩れたところとか、そういう形で一応20から30カ所ほどを見ておるところでございます。それと、一部西部工業団地の調整池の部分の新設を見ているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 星川総務課長。

○総務課長（星川範男君） 3点目の畳とか、家財道具、こういったものの補償については、どのような形になるのかというふうなご質問がございました。それから、税務課のほうの関係ですが、罹災証明の関係で税務課のほうに訪ねたのですがというふうなことも質問ございましたが、まず畳とか家財道具等々につきましては、これにつきましては、いろいろ問い合わせもでございます。ですが、今回の場合、天災ということもございまして、直接町のほうでそれに対して何か補償はというふうなところについては、現在のところはない、現在といたしますか、ちょっとそれについては天災というふうな形で考えられないというふうに思っております。

ただ、いろんな融資制度等ございまして、その辺のところは情報収集しながら皆さんのほうに伝えていきたい、あれば伝えていきたいというふうに考えております。

それから、税務課のほうの罹災証明の関係ですが、確かに対策本部をつくっておりますので、総合の窓口は総務課ということになっておりますが、一応手分けをしまして罹災証明等の関係につきましては、税務課のほうで対応して現在行っております。そういった関係でそれについての詳しい内容等については、税務課のほうで聞いていただければというふうに思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 14番、川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 3点目の罹災証明のことなのですが、税務課に直接申し出て、罹災証明が欲しいのですけれどもということで罹災証明を出すために税務課が直接その家に行って調査をして、改めて罹災証明が出るわけです。矢巾町では、95世帯、床上浸水されている。その中で罹災証明をもらう人たちは、何か話を聞くと10件ほどだという話なのですが、95世帯、大小あると思っておりますけれども、95以上の方々が床上なのにな

ぜ10件なのか、その点を詳しくお話ししていただきたいと思います。

私、罹災証明をいただいた方からちょっと書類をもらって見てみたのですが、税務課で出した書類を見ていたら、すごく詳しく書類が必要だということで、これは罹災証明というか、それを出さないような、不親切な何かそういうふうに取り扱ったのですが、その辺も含めてお願いいたします。

○議長（藤原義一議員） 星川総務課長。

○総務課長（星川範男君） ただいまの質問にお答えをいたします。

罹災証明の関係につきましては、13日から税務課のほうで対応しておりまして、23日現在で114件の申請がございまして、そのうち罹災証明書の交付件数が78件ということになってございます。

今お話がありましたとおり申請を受けた後に税務課のほうで実際に調査に行きまして、そして証明書を発行するというふうな、交付をするというふうな形になってございます。それで、床上に水かぶったので、床上浸水したので、それがすぐというふうなことではなくて、その辺のところは規制がございまして、それで床上浸水50センチ以上というふうな形で災害があれば、そのような形になれば、一応、これが全てそうだということではないかもしれませんが、ちょっと詳しくは税務課のほうの判断になりますが、ただここで言いたいのは、ちょっとでもかぶればなりますよということではないということで、いろいろ調査をしてやっているということでございますので、その辺はご理解をお願いしたいというふうに思います。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。6番、小川文子議員。

○6番（小川文子議員） このたびの災害は、本当に町内一円にわたる大きな災害で、やはり町民挙げて一丸となってこの災害に取り組んでいかなければならないだろうと私自身も考えています。議会としても当局と一緒にやりましてやっぱり大きな災害の再発防止も含めて頑張っていかなければならないと考えるところです。

その災害の、また大雨が降れば二次災害が起きるのではないかという危惧もされるわけですが、この流木対策というのが大変大切だと思います。流木が水辺の里、それからそれ以降の岩崎川にもまだたくさんございますけれども、この8,000何がしかので大体の流木が全部除去できる計算なのか。そして、この期間はいつごろまでに完了する予定であるのか、それについてまず1点目はお伺いをしたいと思います。

2点目は、町民の間に、越流をしたと、その後に岩崎川が決壊をしたと、その後に避難

勧告が出されたら、そういう一連の流れはあるのですが、越流をしたということ、あるいは決壊をしたということが町民の中にほとんど情報として知らされていなかったということもありまして、越流をした段階であらゆる機関を使って情報を流してほしいと。そうすれば、それなりの車の移動とか、これはもう越流すれば水は来るのだから、すぐにでも高いところに車を移動しなければならないとか、それなりの考えもできるということで、いつまた大雨が降るかわからないので、特に応急対策として、越流をした段階ですぐに情報を町民に流すシステムをまず要望したいと思います。それが2点目でございます。

それで、3点目がやまゆり荘があれだけの被害を受けまして、入浴がまず、施設がいつ再開するかというめどが立っていない状況の中で個人の方でボイラーが壊れた方にいち早くふれあい館への入浴の開放ということを決断していただいて、それは大変タイムリーな施策だったと思います。

一方で町営住宅の方々が既にもうボイラーが壊れていて、だけれども、25万円ぐらいのお金がなくてボイラーをつけないでやまゆりハウスに、さわやか号に乗ってお風呂に行っていたという方々がございます。これがやまゆりハウスが浸水したことによりまして入浴ができない状態になっております。今回が被災によってボイラーが壊れたわけではないので、ふれあい館の入浴の対象にもなりません。ふれあい館までまたさわやか号のバスの運行がなされておらず、途中まではバスが来ているのですけれども、そのバス停からふれあい館まで約500メートルから700メートルぐらいの距離があるかと思えます。そういう中で町の対応を私がお聞きしたところ、現在矢巾温泉の中でも被災していないところがあるので、そちらのほうを使っていたらいいということでもございましたけれども、料金的には、やっぱり500円ということになりますので、そうなりますと、バス代の往復が400円、それで風呂が500円となると、1回入浴するごとに900円かかるわけですし、これを放置するわけにはいかないなとも思います。こういう災害時ですので、やまゆりハウスのほうのお風呂の入浴施設が壊れていないのであれば、入浴だけ開放することはできないか。あるいはさわやか号をふれあい館のほうまでとりあえず延長することはできないか。そういうことについて施策をできないものかということをお聞きをしたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 藤原道路都市課長。

○道路都市課長（藤原由徳君） 1点目の流木対策についてお答えいたします。

流木対策につきましては、今町のほうでやろうとしているのは、ぬさかけの滝から西部

開拓線のところまで、ということは水辺の里のところまでの流木処理という形で考えておりますし、そのほかのものについては、県管理河川でございますので、県のほうに流木処理をお願いしているところでございます。

期間につきましては、まだちょっと打ち合わせ途中でございますが、大体今週から始まりますけれども、一部仮設道路をつくらなければ、流木処理ができないということで、この仮設道路関係に若干今週いっぱいかかるのではなかろうかと。それから、伐採して運搬となりますと、かなりの期間を要すると思っておりますけれども、いずれにしても早期に処理していただくということで今お願いしている状況でございます。

私のほうからは以上でありまして、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） 2点目のダムの関係でございますけれども、まず洪水吐からの流下に伴いますこれに伴う情報の伝達という件でございました。流れ的部分の中では、町の職員でもって広報車、沿線の地域の方々には広報をしたわけでございますが、ただ時間帯的なものにつきましては、確かに十分な余裕があったかということにつきましては、今回の部分の中では検討する余地はあったかとは思いますが、いずれ現場対応的なものもまずありまして、それで1回有線で流したところです。ただ、この有線そのものを全域に入っているかということになりますと、これもあるわけでございますが、外部スピーカーでもってまずは流しておりますし、あとは前段言いましたように広報車でもって警報を流しておりました。そして、ただこの部分につきましては、今後の教訓の反省ということで今後検討しなければならない要素はあるということで認識はしておるところでございます。

その中のシステム改善の関係でございました。この部分につきましては、今現在はまず議員お説のとおり、それぞれ河川のほうには施設整備はしておりませんが、この分につきましては、国のほうに整備等をお願いしておるところでございますし、今後この部分を教訓にしながらさらなる強く設置の部分につきまして要望してまいればなというふうに思っているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 星川総務課長。

○総務課長（星川範男君） 3点目のお風呂の利用の関係でございます。今のお話につきましては、小川議員さんから直接私も相談を受けました。それで、ちょっと内容を伺いまし

たが、今回の大雨の関係で壊れたものではないというふうなお話もございましたので、そうなりますと、こういった対策ということにつきましては、ちょっと難しいのかなというふうな話を私のほうから差し上げました。

それで、今やまゆりハウスのほうは、かなり土砂も、泥もかぶりしましたので、保養センターと、それからやまゆりハウスのほうも一部かぶりまして、コンセントの関係もありますので、たしか通電になっていないはずでございますし、それから1階の風呂もまだ使えない状態というふうなことでございますので、風呂についてだけお願いしたいというふうなことでございまして、ちょっと不可能な状況にありますし、まだ保養センターのほう、復旧の見通しも立っていないところでございます。

さわやか号につきましても、大変申しわけないのですが、そういうことであれば、ちょっとルートを曲げてというふうなことの対応につきましては、ちょっと考慮しかねるというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第44号 平成25年度矢巾町一般会計補正予算（第3号）の専決処分に関し承認を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、議案第44号 平成25年度矢巾町一般会計補正予算（第3号）の専決処分に関し承認を求めることについては原案のとおり承認されました。

日程第4 発議案第7号 災害対策調査特別委員会の設置について

○議長（藤原義一議員） 日程第4、発議案第7号 災害対策調査特別委員会の設置についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

(職員朗読)

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

16番、高橋七郎議員。

(16番 高橋七郎議員 登壇)

○16番（高橋七郎議員） 発議案第7号 災害対策調査特別委員会の設置について提案理由の説明を申し上げます。

さきの8月9日、これまでに経験したことのないような記録的な大雨は、内陸を中心に被害を受け、矢巾町においても過去に記憶がないほど甚大な被害をもたらしました。同時に、近年地球規模の温暖化により、世界各地で突発的な異常気象による災害が発生しております。本町もこの対象として例外ではないということを思い知らされました。

これまでも豪雨の際、河川が増水し、越流することで浸水する地域の発生が確認されておりましたが、昨今日本国内でも突発的な集中豪雨が頻発しておることもあり、今回の災害により、またいつどき危険にさらされるか予測がつかない状況であります。

幸い今回は、人的な被害は確認されておりませんが、今後住民の生命、財産等、安全な生活環境を確保するために議会としても今回の被害を十分検証した上、今後の豪雨による災害の危険箇所の把握をするとともに、この対策を検討し、提言していく必要があります。

以上のことから、ここに災害対策調査特別委員会の設置を提案するとともに、議員各位のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（藤原義一議員） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。発議案第7号 災害対策調査特別委員会の設置についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、発議案第7号 災害対策調査特別委員会の設置については原案のとおり可決されました。

ただいま設置されました災害対策調査特別委員会を全員協議会終了後、直ちに全員協議会室において開催しますので、その招集については、口頭をもって通知します。

○議長（藤原義一議員） 以上をもって今臨時会に付託された議案の審議は全部終了しました。

これをもって平成25年第4回矢巾町議会臨時会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

午後 3時10分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

署名議員